

第14回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成29年4月20日（木）10:00～12:23
2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）原英史（座長）、吉田晴乃（座長代理）、大田弘子（議長）、高橋滋、八代尚宏
 - （専門委員）村上文洋
 - （政務）山本大臣、松本副大臣、松永内閣審議官
 - （事務局）刀禰規制改革推進室次長、福島規制改革推進室次長、西川参事官
 - （総務省）自治税務局市町村税課 池田課長
 - （厚生労働省）政策統括官付 労働政策担当参事官室 森川参事官
 - （厚生労働省）政策統括官付 情報化担当参事官室 佐々木参事官
 - （厚生労働省）保険局保険課 宮本課長
 - （厚生労働省）職業安定局雇用保険課 田中課長
 - （厚生労働省）年金局年金課 間課長
 - （厚生労働省）年金局事業管理課 高橋課長
 - （厚生労働省）年金局事業企画課 岩井課長
 - （法務省）民事局民事第二課 坂本課長
 - （農林水産省）経営局農地政策課 栗原課長
 - （林野庁）計画課 小坂課長
 - （総務省）自治税務局固定資産税課 小谷課長補佐
 - （総務省）自治行政局住民制度課 穂積課長補佐

4. 議題：
 - （開会）
 - 議題1 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化（住民税特別徴収税額通知）
 - 議題2 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化（社会保険）
 - 議題3 不動産登記の見直し
 - （閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは「規制改革推進会議 第14回投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、大田議長にも御出席をいただいております。江田委員は所用により御欠席と伺っております。

山本大臣、松本副大臣に御出席をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、山本大臣より御挨拶をいただきます。

○山本大臣 皆さん、おはようございます。お忙しいところ、本当にありがとうございます。

本日は、税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化及び不動産登記の見直しについて、それぞれ関係省庁からヒアリングを行うと伺っております。

住民税特別徴収税額通知の電子化や社会保険手続のワンストップ化につきましては、経済団体からも要望が寄せられており、ICT化等の一層の活用により、負担軽減に向けた取組を進めていく必要があります。

また、不動産登記については、登記情報と実態の乖離の解消やデータ利用に向けた課題について、引き続き検討していく必要があります。

委員の皆様におかれましては、改革の具体化に向けて、活発な御議論をよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○西川参事官 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は原座長、お願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

では、議題1「税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化（住民税特別徴収税額通知）」に入らせていただきます。

この点につきまして、税・社会保険のIT化・ワンストップ化という議題の一つの大きなテーマということで、2月に総務省から一度、ヒアリングを行わせていただいております。今日はその際の議論を踏まえて、村上専門委員に解決策について御検討いただいております。本日は、まず村上専門委員から資料1-1に基づいて、これを御説明いただくとともに、総務省にも事前に資料をお送りしておりますので、これに対する御見解について説明をいただいて議論をさせていただければと思います。

御意見・御質問は、最後にまとめてお願いいたします。

まず、村上専門委員からお願いいたします。

○村上専門委員 おはようございます。村上です。よろしくお願ひいたします。

資料1-1について簡単に御説明いたします。

今、山本大臣からもお話がありましたが、この税額通知を含む年末調整全体については、10年ぐらい前から、企業や経済団体から効率化や事務の軽減という要望が出ています。今回、その中で特に負担感の大きい税額通知について、解決策を検討するためのたたき台を作成しました。もちろん、現在の法制度でできない点とか課題があるのは承知の上ですが、

こういったものを出発点として今後検討できればと思って作成した資料です。

2 ページは、税額通知の現状を簡単な模式図に示したものです。税額通知とは、年末調整などを行った後、市町村が住民税の税額を決定し、住民（納税義務者）に通知する仕組みのことをいいます。2 ページの下の図、上の右向きの矢印が年末調整で行う処理で、下の赤い点線で囲ってある部分が納税義務者への税額通知です。

これとは別に、納税義務者（従業員）を雇っている会社にも税額通知が届きます。給料から源泉徴収で毎月住民税を払うための通知になります。税額通知は、この事業者向けと事業者経由で納税義務者に届く2種類があり、これがよく混同されるので、きちんと分けて考える必要があります。

事業者向けについては、eLTAXという仕組みを使って電子化が進められています。対応できていない市町村はまだかなり多いので、今、全てできるわけではありませんが、eLTAX経由で事業者には電子的に届けることが可能になりつつあります。

一方、従業員に届ける部分については、これはまだ紙です。「全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)」に対する総務省の回答は、法制度上、これを電子化することは可能であるということですが、税額通知に押印（印刷）されている市町村長印の問題などがあり、現状は紙で届けられています。

全国規模の企業の場合、毎年6月頃、全国約1,700の自治体から紙で届く税額通知を、開封・確認・仕分けして、全国の事業所の従業員に配る作業を毎年行っており、これを何とかしてほしいという要望が昔から出ています。

3 ページに、解決策の案を3つ、たたき台として示しています。

まず案1です。税額通知は、事業者向けと納税義務者（従業員）向けの二種類あるといいましたが、事業者向けは税額など必要最低限の情報のみです。一方、納税義務者向けは所得などの情報も記載されています。納税義務者に税額だけ伝えればいいのであれば、事業者向けの情報をもとに、給与明細に税額が記載されるので、これでよとする案です。納税義務者向けの税額通知は事業者が保管して、従業員から照会があれば提供するという考え方です。

この案は、市町村の手間は減りませんが、事業者にとっては税額通知を従業員に配る手間がなくなります。実際、この方法を取り入れている企業もあると聞いていますが、法律上、グレーゾーンの可能性もありますので、御意見を伺えればと思います。

案2は、案1の変型版で、税額通知を事業者が保管するのではなく、やめてしまう案です。事業者宛での税額通知の情報をもとに、従業員に税額が通知されればよいという案です。これだと、市町村の負担も大幅に減ります。ただし今の法律では、市町村から納税義務者（従業員）に、税額通知を届けなければいけないということが書かれていたりして、恐らく法制度改正が必要になると思います。

案3は、今、検討が進んでいるマイナポータルを活用する案です。国民に情報を届ける仕組みができつつありますので、これを利用して従業員に直接届ける案です。ただし、マ

マイナポータルはマイナンバーカードを持っていないと利用できないので、現在の普及率の10%程度だとまだまだ全体をカバーできません。そこで、日本郵便のMyPostという電子的にいろいろな個人宛ての情報を届ける仕組みを併用することで、利用できる人の範囲を増やすことができないかという案です。ただし、マイナポータル経由でMyPostを使って個人に情報を届ける仕組みについては、今、ちょうど実証実験をやっているところで、マイナポータルとMyPostをどういう仕組みでつないで、費用負担をどうするかということは、これからの検討になると思います。

これ以外にも解決策はあると思いますが、要は紙で何千万人分の従業員の情報が市町村から事業者を経由して本人に届ける現在の制度や仕組みを、デジタル時代にあったものに変えていくための解決策を、一緒になって考えていければということ資料を作成いたしました。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

では、これも踏まえて、総務省さんからお願いします。

○総務省（池田課長） おはようございます。総務省市町村税課長をしております池田と申します。よろしくお願ひいたします。

今、村上専門委員から貴重な御提案をいただきました。今日、私どもの見解を資料1-2にまとめてございますが、村上専門委員がおっしゃられたように、私どもはこれに逐一反論するというのではなくて、正に私ども、案を考えていく上で悩んでいる問題であり、問題意識を共有させていただきながら、課題を述べさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

資料1-2をご覧ください。縦置きのものでございます。

まず、少しおさらいで（特別徴収税額通知の法的位置づけ等）と書いてございます。この納税義務者用の特別徴収税額通知につきましては、地方税法上「特別徴収によって徴収されることとなる所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」及び「特別徴収の方法によって徴収する旨」を「当該特別徴収義務者」及びこの特別徴収義務者を「経由」して「納税義務者」に「通知する」というふうに法律上規定されておりますので、全ての特別徴収に係る納税義務者に通知される必要があるものでございます。

この通知は、地方税法第43条の「通知書」であると規定されており、地方税法の施行規則で通知内容、それから、様式が決められております。この通知内容でございますけれども、課税の適正性の担保や、納税義務者の理解・利便性の確保の観点から、この納税義務者の方が受け取られて、自分の税額がなぜ、こういう税額になっているのかというのを、わかっただけのようにしていただくために、順次、この通知の内容につきましては、拡充をしてきたところがございます。例えば所得の区分を増やしたり、所得控除の内訳を増やしたりということをしてきております。こういった経緯があるということ、一つ申し上げておきたいと思ひます。

その上で、いただいた第1案及び第2案が割と近いお話でございますので、まとめて記述させていただいております。

この通知でございますけれども、個人住民税、申告納税であります所得税と違いまして賦課課税というもので、あくまで市町村の方で税額を決定し、それを納税義務者の方に通知してお納めいただく仕組みになってございますので、この賦課税額の通知というものは、行政処分通知としての性格を有するものであります。従いまして、ここのポイントは課税庁から納税義務者に対して真正な通知が送付されることが必要であると私どもは考えており、この案1、案2について、そのように法令上うまく整理し、また実務上も真正なものであることを担保できるのかというところが、一つポイントとしてはあろうかと思っております。

もともと規制改革推進室の方から、特にこの第1案につきまして、現行法制上も可能ではないかということについてどう思うかという御質問がございました。括弧書き以前に、最初に、この紙の1段目に書いておりますとおりに、全ての納税義務者にこの様式に則った通知がなされる必要があるということでございますので、第1案のように、税額通知書が特別徴収義務者のところで留め置かれて、必要に応じ照会するという形は今の現行法制では認められておりません。

また、この括弧のところの、なお書きで、電子化をするに当たってということでございますけれども、現行法令上、この通知を電子化しようと思えば、一般法であるオンライン化法を根拠とする必要がございます。オンライン化法は発信点と到達点が1対1でつながることを前提としておりますので、特別徴収義務者を經由して納税義務者に通知するスキームである以上、一旦、この給与明細等に記載すると書かれておりますが、ここで一旦經由する以上、このオンライン化法上の電子化には当たらないので、現行法令上、この第1案、第2案を実現することはできないので、何らかの法改正なりが必要となってくると考えてございます。

もう一つの、この第1案及び第2案の留意点で、先ほど申し上げましたように、この通知項目の内容というものは順次拡充を図ってきたような経緯がございます。仮に、第1案、第2案で書かれておりますとおりに、特別徴収税額通知の納税義務者用において、この特別徴収される「税額」のみを通知するということになれば、納税義務者の方から、なぜこの税額になっているのかというお問い合わせが増える可能性がございます。そのお問い合わせをすることが、まず納税義務者の方の御負担になろうかと。

もう一つは納税義務者の方、例えば典型的には企業の従業員の方ですけれども、従業員の方は、なぜ、この税額になっているのかということ、事業者の給与担当者なり、税を担当していらっしゃる方に聞くことが多数発生するかと思っております。そうすると、事業者の方がそれを調べて市町村なりに問い合わせ調べて、従業員の方にこうであるということをお知らせするようなことにごございますので、一つは、この特別徴収義務者、や照会を受ける側の市町村事務への影響が想定されないかということが一つございます。

また、この特別徴収税額通知の納税義務者用で、これは税法や税の仕組みの話ではない

のですけれども、事実上、いろいろな公的な窓口の、例えばいろんな給付を受けるための申請の際や銀行で住宅ローンとかを受ける際に、所得を証明する書類を求められることがございます。その際に、この特別徴収税額通知が使われている実態があらうかと思えます。

仮に、この税額のみを通知することになった場合、別途、銀行や公的窓口で所得の証明をする書類を求められた際に、この納税義務者の方が、別途、市町村の窓口まで赴いて所得証明書を取得していただく必要が出てくるのではないかと。この辺を、実態がどれくらいまで影響があるのかというのが、まだ私どもも掴みきれていないのですが、そういった納税義務者の方への影響も、よく見きわめる必要があるのではないかとというのが2点目でございます。

それから、次のページに参りまして、第3案でございます。

これは端的に、マイナポータル、それから、MyPostという新しい御提案をいただいております。MyPostにつきましては、今、これがどういう法的位置づけにあるものなのか、詳しくわからない部分がございますので、お答えしにくいということを前提とさせていただきます。いずれにせよ、今後の普及率の状況を見てみる必要があるのかなと考えております。そうしないと、第3案をとった場合に、一応の電子化はしましたとしても、特別徴収義務者の負担が、結果として普及率が低いと大して変わらないという話にならうかと思えます。

それが、なお書きでございまして、マイナポータルやMyPostで特別徴収税額通知を送る場合、マイナポータル、MyPostを開設していることを事前に確認して、それ以外の者については、従前どおり、書面で通知を行うこととなります。そうすると、書面と電子の二重管理が発生しますので、その点をどう考えるかというところがございます。

括弧書きで少し余計なことを書いてございますが、仮に第3案の場合、そういう案ではないと思えますが、引き続き、マイナポータルがないため、書面で通知する場合に、企業経由ではなくて、それを市町村が直接、納税義務者に送れということであれば、それは特別徴収義務者の事務はなくなる反面、その事務が全く市町村に移しかえになるだけでございますので、これは留意点として括弧書きで書かせていただいております。

以上でございますが、村上専門委員にご提案いただいた案のイメージについて、御質問したいところもございまして、2点お聞きしたいことがございます。

1つは、案1、案2のところでも共通なのですが、特別徴収税額を給与明細等に記載ということでございますが、ここでイメージされているのは、今でも給与明細には毎月の天引き額のようなものは所得税の源泉徴収税額とか保険料とかと一緒に恐らく書いているのですが、それをもって足りるということなのか。それとも、あらかじめ毎月、特別徴収する以前に、この従業員の方の特別徴収税額の総額と、毎月これぐらい引かれますというのを何らかの形で通知するというイメージでおられるのか。これはどちらなのか、資料の中から判然としていなかったもので、イメージがあれば教えていただければというのが1つ。

もう一点、案3のマイナポータルとMyPostの関係について資料の左の文章を見ると、マ

イナポータルを利用していない人には、日本郵便のMyPost経由で郵送するということが書かれてあって、ただ、右の方の図を見ると、マイナポータルというものは必須で、マイナポータルから従業員に行くところでMyPostとMyPost経由でないという形になっておりますが、このマイナポータルとMyPostの関係性について、どういうイメージでいらっしゃるのかが、この資料の中から判然としなかったものですから、もしイメージがあれば教えていただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

では、村上専門委員にお答えをいただく前に、まず1点だけ確認なのですけれども、先ほどの総務省さんからの御説明の中で、現行法令の中ではこれはできないのですといった御説明もありましたが、この会議は規制改革推進会議なので、法令を変える前提での議論というつもりです。

それで、確認しておきたかったのは、この3つの案は法令を変える前提であればいずれも検討可能性があると考えてよろしいのか。あるいは、この3つの中であれば、ここに絞って議論したほうがいいのではないかというお考えがあれば、先に教えていただけますか。

○総務省（池田課長） もともと、事務方から、案1だけについては現行法令で可能かどうか回答してくださいということでございましたので、回答したままで、私どもは当然、これをやっていく上では制度見直しを前提として検討を進めております。

その上でですけれども、案1、案2につきまして、私どもの資料の（第1及び第2案について）というところで、真ん中のところに書いてございますが、先ほど申し上げましたとおりに、行政処分通知としての性格を有するもので、この納税義務者用の通知を見ていただきますと、皆様方にも届いていると思いますが、この行政不服審査法に基づく不服申立の教示も記載してございます。要は、この処分に不服がある場合は、3ヶ月以内にどこそこに申し立てという性格のものでございます。

そうすると一つは、第1案、第2案とも、この特別徴収税額というものを給与明細に記載するという事になった場合に、まずはこの給与明細は、あくまで事業者が発行しているものでございますので、市区町村からの通知ということにはならないのではないかと。そうすると、そこはやはり行政処分通知としての性格からすると、難しいのではないかと思っております。

もう一つは、このeLTAX経由で特別徴収税額とかのデータが送られてきたものを給与明細等にデータの移しかえをするわけでございます。そうすると、そのところで真正性の確保ができるのかという問題があるかと思っておりますので、なかなか第1案、第2案とも制度改革をするにしても難しい面があるかと思っております。

案3につきましては、先ほど申し上げましたとおりに、この普及率というものをどう考えていくかということと考えております。

○原座長 わかりました。

では、村上専門委員から、先ほどの2点の補足も含めてお願いします。

○村上専門委員 ありがとうございます。

最初の質問についてですが、今は6月の給与明細に税額通知を同封しているケースが多いと思うのですが、給与明細の備考欄などに必要事項を記載することで一本化できないかという考え方です。

真正性の問題についてはおっしゃるとおりですが、現在の税額通知が本当に真正性を担保しているのかどうかという問題は残ると思います。

真正性の担保方法については、税額通知だけの問題ではなくて、電子署名法や行政手続オンライン化法全体を見直していく時期に来ていると思います。形式的に真正性を担保できているといっても、実際にはできていないものや、今まで三文判で済んでいたものが、オンライン化するといきなり実印レベルの電子署名を求められてしまうといった問題があると思います。これは税額通知だけではなくて、今後の電子行政全体で検討していくべき事項だと思います。

2つ目の質問のマイナポータルとMyPostについてですが、これは実証実験を今、やっている最中で、仕組みなどはこれからの検討になると思います。なお、資料の中で「郵送」と書いてありますが、現在はまだメールベースでの送付のみになっています。先ほど御指摘がありましたように、市町村が紙と電子の二重管理をするという前提は絶対持たないほうがいいと思います。電子的にマイナポータルやMyPostに一括して送り、本人が電子的に受け取る手段がないのであれば、例えば日本郵便がそれを印刷して郵送するというサービスを始めてもいいと思います。今はまだ制度が固まっている状況ではないので、これから一番いい方法を考えればいいと思います。

いずれにせよ、市町村が住民に書類を届ける時の手段として、このMyPostは有効活用できるのではないかと思います。このような観点も含め、今後、検討できればと思っています。

○原座長 ありがとうございます。

それ以外に、今の御説明についてのコメントはよろしいですか。後でもよろしいですか。

○村上専門委員 はい。

○原座長 では、ほかの委員の方々から御意見・御質問をお願いいたします。

八代先生、どうぞ。

○八代委員 一番最後に総務省の方がおっしゃった、仮にこの第3案を使ってやると、技術的な問題は別にして、事業者の特別徴収の事務はなくなる反面、市町村の事務やコストは膨大になるというお話なのですが、その膨大なコストを事実上、今、事業者に課していることに大きな問題があるわけですね。ですから、それは全然理由にならないわけで、本来、市町村がやるべき費用です。

もし市町村が必要な費用を負担したとしたら、どうしたら、そのコストを減らせるかという方向で知恵を絞ったり、また、法令改正をされるわけです。それが、今、市町村の負

担すべき費用を企業に押しつけているから現状のままでいいのだということになるわけです。そういうインセンティブを変えるという面からも、まず市町村が負担したらどうなるかということから考えなければいけないのではないかなと思います。

○原座長 では、吉田さん、先にどうぞ。

○吉田座長代理 所感みたいな感じでしか、今、申し上げられないのですけれども、まず1つは、やはりマイナポータルでいくのが一番いいのだろうなと思うのですよ。だって、ずっと話している方向性はあちらの方ではないですか。例えば当然、何でもトランジションがあるわけですね。地デジと一緒に、あるいは2年間とか3年間のうち、2020年までにというのが一つの目標で、みんなでマイナポータルを使っていきましょうというもので、死ぬ思いで、このマイナンバーとかができたわけです。ここに空き容量の中でクレジットカード機能という夢のある話ができるわけではないですか。経済成長につながる。

そのいい“餌”といいますか、もうちょっとまじな言葉があればいいのですけれども、これをやらなければだめですという、企業も中心になってみんなをこちらの方向に向かわせていくという意味では物すごくいい理由になったと思って、私はこれを見て、ちょうどいい。このマイナポータルでいきましょうという感じなのですが、それを阻むようないろんな制度というものはここでみんなで変えていけばいい。

それで、やはり先ほどおもしろいと思ったのは、オンライン化の法律の中では、発信点と到達点が1対1でつながることが必要という、これは今、正にビッグデータでみんなで情報を共有してやってみようという方向性とは逆行もいいところですね。今どき糸電話みたいな話をしているわけです。こんなものはあつてないような、使われていない法律みたいな感じで、この発想から直していかなければいけない。

今、全てがロジカルには1対1に対応できるネットワークになっていますが、本当の意味では糸電話でも引かない限り、すでにないわけです。だから、そういう中で、ビッグデータを活用して、みんなで情報をシェアしていきましょう、とかワンスオンリーだとか、そういった方向性を持った議論していることを考えれば、余りにも前世期的な考え方だと思った次第です。

○原座長 議長、どうぞ。

○大田議長 今日はあれこれに反対する意図ではないと最初におっしゃっていただいたのでありがたいのですが、企業の行政手続のコストを減らすというのは総理のご指示もありますし、政府を挙げて取り組んでいるわけですから、現状を変えていく、企業のコストを減らしていく、という前提で考えるべきだと思います。

その上で、村上さんが挙げてくださった案1、案2、案3を考えると、私もやはり案3だろうと思います。これから副業があった場合に給与所得は全部1カ所にまとめるというふうになりますね。そうすると、納税義務者の方も自分の税額が幾らになったかというのを知る機会がないといけませんので、そういう意味で案1、案2より案3が望ましいと思います。マイナポータルそのものも政府としては進めていかなければいけないわけで、こ

ういう機会を捉えて進めていく。

それで、先ほどおっしゃった案3の問題点ですけれども、例えば希望する納税義務者に対しては、窓口を設置した端末で交付できるようにするとか、あるいはコンビニを利用した形で、そういう民間サービスも活用した形で交付するといったことでいいのではないかと思います。この点はいかがでしょう。

○原座長 では、高橋先生、どうぞ。

○高橋委員 私も行政手続コストの削減の作業に携わっています。その立場からも、これは重要な課題と考えますので、私も案3の方向でしっかり考えていただきたいと思います。そこで、当面、併用、要するに届け出を出した方については電子通知でかえることを認める。そして、その率を高めていき、最終的には電子だけにしていく。そういう方向性で取り組んでいただくのが良いと思います。

そこで質問ですが、1対1ということは、オンライン法で、例えば企業が従業員に割り振っているアドレスに直接送るのは不可能なのでしょうか。そういうこともあり得るのかということをお教えいただきたいと思います。

まとめてお願いします。

○原座長 では、今までの御意見・御質問へまとめてお願いします。

○総務省（池田課長） まず、案3につきまして、括弧書きで言わずもがなのことを書いてしまいましたが、私どもとしては、先ほど村上専門委員がおっしゃられたとおり、事業者の方も、それから、市区町村、納税義務者、社会全体のコストを削減する方向で考えていきたいと思っておりますので、村上専門委員もそういうつもりだということをお聞き、そこは安心しております。

それから、オンライン化法は一般法でございまして、経由することについて、それぞれの法律で経由するような形の電子化を、それぞれの各省の各法で定めれば可能でございますので、オンライン化法自体、自治税務局の所管ではございませんが、税の手續として経由する。ただ、その場合に、先ほど申し上げましたように、その特別徴収税額通知が、真正なものがちゃんと最後まで流れていくという担保は、どこかで必要であるということではございますけれども、経由するから、1対1ではないから、即、できないということではございませんので、そこは制度の組み方次第であると考えてございます。

それから、高橋先生の最後の、従業員の方のメールアドレスというのは、こういった形をイメージされておられますでしょうか。

○高橋委員 ですから、アドレスに市町村から通知書を送れないかという話です。

○総務省（池田課長） 個人のメールアドレスでございましてけれども、そこに特別徴収税額通知を送るとするのは、まず1つはメールアドレスの管理が非常に大変だということ、なりすましですとか、そういった問題に上手く対応していけるのかという課題があるかと思っております。

○原座長 多分、それはマイナポータルが正にそういう個人のボックスに相当するような

ものになると理解してよろしいのかと思います。

○高橋委員 いや、使わない人もいるという話だったので、メールアドレスの可能性はないか、と思ったのです。

○大田議長 さっきの、窓口を設置した端末からとられるようにするとか、コンビニを利用してとられるようにするというのはいかがでしょうか。

○総務省（池田課長） 結局、それでは、この特別徴収税額通知がいつの時点で納税義務者の方に到達したかということを経済上書かなければなりません。仮に案3で、マイナポータルへ送る場合は、何らかの法律で、マイナポータルに通知をした段階で、特別徴収税額通知自体は到達したということになろうかと思えます。

それを、あとは納税義務者の方が、いつ取りに行くかというのは納税者の方の御自由でございませぬけれども、通知自体の到達効果はマイナポータルに到達した時点で発生するということになろうかと思えますが、仮にコンビニとか、必要なときにいろんなところで端末で打ち出せるという形になりますと、到達時点というものを、いつ到達したことにするのか、法律上、どのような取り扱いにすることかというのを、今、お聞きしたことで即答すると、直感的にその辺をどう仕組むのかという問題はあろうかなと考えております。

○原座長 村上さん、今の点は電子政府の文脈では議論されたことはありますか。

○村上専門委員 あります。逆に国民が届け出たものをいつの時点で受け付けたとみなすかとかといった逆の問題もあります。は紙の時代の制度をベースにしていると解決しないので、やはりデジタル社会に適した仕組みや制度を新たに作っていく必要があります。現行制度を読みかえるだけではなかなか対応が難しいと思えます。

○吉田座長代理 あと、やはりEメールアドレスの管理がといったところで、エクセルシートにみんなのEメールアドレスを書いてという、ここから変えていかなければいけないと思うのです。マイナポータルであろうと何であろうと、これにひもづいた、この人向けのいろんなこと、例えば携帯電話の電話番号かもしれないし、Eメールアドレスかもしれない。いろんな情報がぶら下がるわけです。

そうすると、このマイナポータルも全部エクセルで管理しなければみたいな、そういうことではなくて、今、例えばアップルストアというものにしても、認証の仕方は幾らでもあるわけではないですか。銀行だってそうですね。それなのに、Eメールアドレスにセキュリティ番号とかが飛んできて、これをもう一回入力してくださいとか、そこは専用のEメールアドレスの管理してくださいと言って、業務がなかなか進まないと言ったこととていつつまづいていたら、デジタル化なんて全然できないので、そこの発想を本当に全部変えていかなければいけないですね。

○村上専門委員 もう一つだけ。資料1-2の1枚目の下の方で所得証明の話が挙げられています。これは確かにおっしゃるとおりなのですが、気をつけなければいけないのは、所得証明として使う人は恐らく従業員のうちの数%以下だと思うのです。例えば従業員全体で何千万人いるうち、所得証明に使うのは数百万人、あるいは数十万人。その人たちが

使うために全員に紙を送ることが、費用対効果の点でどうなのかを考えないと、この所得証明の話は間違った方向に行ってしまいます。今、所得証明書はコンビニ交付でもとれます。所得証明として使われているから紙の税額通知が必要とは考えないほうがいいと思います。

○原座長 ありがとうございます。

あと、もう一点だけ私から、若干、話を戻してしまうようなのですが、この第1案、第2案について、行政処分通知としての性格を考えると、というお話がございましたが、これが實際上、自宅に郵送されてきていても、その通知を見ない人は幾らでもいる。それで、企業のサーバーに送って置いて、必要なときには従業員が自分で見られるような状態になっていますというのと、実態として考えたときに何が違うのかと思うわけです。

それで、先ほどの大田議長の問題提起と村上専門委員の話にもかかわりますが、やはり、この電子化の時代の中で、どこに物を送ったら、どの時点で通達したとみなすのかということについてもあわせて検討する必要があるのかなと思います。

それも含めて、もし村上専門委員の方から。

○村上専門委員 原さんのおっしゃるとおりだと思います。

加えて、先ほども申し上げましたが、本人の意思確認や真正性担保の手段として、紙の場合は印鑑が使われており、これをオンライン化すると電子署名というようになっていますが、ほかにも手段はたくさんあると思います。電子署名法やオンライン化法のよくない点を、全体的に見直すいいタイミングだと思います。その際に、いつ届いたかといったことも一緒に変えていければいいと思います。

○原座長 どうぞ。

○大田議長 御存じのように、行政手続コストを2020年までに20%以上削減するというのは全体についての総理指示ですが、従業員に関わる部分は、このワーキング・グループでやっているからということで対象から外しました。しかし、同じ程度の努力は省庁としてやっていただかなくてはいけない話です。今日は村上さんはじめ私どももそれなりに考えて提案し、各個撃破されているのですけれども、是非軽減する御提案をいただけますでしょうか。

○総務省（池田課長） 冒頭申し上げましたとおり、何か反論めいた紙になっておりますけれども、各個撃破しているつもりは全くございませんでして、正に私どももこういうところで悩んでおるところを、今日は共有させていただいて、村上専門委員の提案というものの発想で私どもの方でも生かせる部分は相当あるかと思っておりますので、1つはマイナポータルに送る案もあろうかと思っております。もう一つはうまい形で、企業の負担を減らすような形で、市区町村から従業員に電子的な形で特別徴収税額通知が送られる。そこに企業の御負担がかからないような形の案も、本日の御提案も含めてまた考えてみたいと思っておりますので、鋭意、これは検討しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○原座長 高橋先生、どうぞ。

○高橋委員 過渡期は併用にならざるを得ないのではないかと思います。ただ、大企業等、従業員が多い企業の負担を軽減するのであれば、併用を認めるなかで、大企業の方は従業員と話し合っ、しっかり届出を出してもらい、その分は電子で済ませるという形を通じて、紙の部分は大規模に減るのではないかと思います。そうすれば、絶対数としては日本の全労働者の中での電子でできる割合はかなり上がってくると思います。客観的な数字として企業の負担は目に見えた形で減ると思いますので、そういう方向で御検討いただければと思います。

○原座長 よろしいですか。

前向きに御検討いただけるというお話でしたので、より具体的に御提案を是非いただいて、その上でさらに議論ができればと思います。

また、今日議論も出ました電子書面のあり方、オンラインの到達のあり方といった点については、横断的な観点でもう少し、こちらでも議論を深めるということもしたいと思います。

では、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○総務省（池田課長） どうもありがとうございました。

（総務省退室）

（厚生労働省入室）

○原座長 よろしいですか。

では、お待たせしました。次に議題2「税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化（社会保険）」で、厚労省さんにお越しいただいております。

厚労省さんには、先月末に一度お越しいただいてヒアリングさせていただきました。

今日、参考資料としておつけしていますけれども、村上専門委員から「社会保険手続および社会保険料の算出方法について」ということで具体的な解決策の提案を御説明いただいて、それに基づいてお話をしたわけでございます。

そのときに、特に引き続き議論する必要がある、残った課題として3つございました。

1つが、まずオンライン化の状況について。これは現状では厚労省さんの社会保険の手続の場合、オンライン化の申請の利用率が10%にも満たないという状況なわけですが、これがなぜそうなっているのか。これを改善していくためにどうしたらいいのか。今日の新聞で、税の電子化については100%義務化するといった話もありますが、そういった中で、厚労省さんはここをどうお考えになっているのかというのが1点目。

2点目に、窓口のワンストップの問題です。これは例えば企業が人を雇ったときに、現状ですと厚生年金と健康保険と雇用保険であるという、3つの法律に基づいて、3つの様式で、3つの窓口と同じようなデータを届け出すということになっているわけですが、ここを抜本的に見直すことができないのかというのが2点目。

3点目に、標準報酬月額決定方式。これも税の源泉徴収の計算方式と社会保険の標準報酬月額決定方式は全然違うわけですが、こういったことも見直しができないのか。

こういう3点について、今日は引き続き議論をさせていただければということでございます。

では、前回もお話をいただいたのですが、恐縮ですが、村上専門委員から参考資料を簡単におさらいのために少しだけお話しいただいてもよろしいですか。

○村上専門委員 配布資料の一番下にある参考資料を御覧いただけますでしょうか。

前回御説明したポイントについて、再度、御説明します。2ページが現在の主な社会保険手続です。経団連からも御指摘や要望があったのは、現在、役所から従業員がいろんな書類をとってきて、それを企業経由でまた役所に出すということがたくさん行われている。これを役所同士で直接やりとりすれば、従業員や事業者の負担が大幅に軽減できるのではないかということです。

3ページは、これまでのアプローチだと、2ページの一個一個の手続をオンライン化するという発想になって、全然負担が減りません。そうではなくて、手続を一旦、全部なくしてしまって、例えば市町村と関係行政機関の間で情報共有するという前提に立ったときに、従業員や事業者からどうしても出してもらわない情報だけ、新たな手続として設けようという考え方です。

従業員のマイナンバーを届けてもらえばマイナンバーでひもづけして、市町村と行政機関間で情報の連携・共有ができる。

事業主が持っている給与情報はやはり必要なので、これも出してもらおう。あとは、例えば扶養関係が変わったときのように、本人からの意思の表示が必要なところは残るかもしれない。こういった考え方に立って改善策、企業の負担軽減を見直したらどうかという資料です。

繰り返しますが、一個一個の手続のオンライン化を考えるのではだめで、情報共有によって手続をほぼゼロにするところから考えをスタートさせたほうがいいのではないかとというのが、参考資料の2ページ、3ページです。

参考資料の4ページ、5ページは、先ほど原さんから御紹介がありました社会保険料の計算方法の話です。社会保険の種類によって、保険料の算出方法が違います。労働保険は、賃金の総額に保険料率を乗じて算出します。健康保険の賞与についても保険料率を掛けて算出しますが、ほかのケースでは標準報酬月額という制度を使って計算をしており、標準報酬月額が2ランク上がったたり下がったりすると、その都度、届け出を出さなければいけなくて、これが企業にとって負担になっています。これは紙の時代にはある程度、便利だったかもしれませんが、デジタルの時代にふさわしいかどうか。

このような計算方法になった経緯はあるにせよ、計算方法を簡素化・一元化することによって企業の負担を軽減できないか、計算方法を一元化するとしたらどんな方法があるか、どの法律を改正しなければいけないかということを考えるための参考資料です。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

では、厚生労働省さんからお願いします。

○厚生労働省（高橋課長） 厚生労働省年金局事業管理課長でございます。まず私の方からは「社会保険関係の申請の現状について」という資料に沿って説明申し上げます。

おめくりいただきまして、まず行政手続部会における検討状況で、現在「行政手続簡素化の3原則」に沿って取り組んでいこうというところでございます。

下の方に書いてございますけれども、この取組に当たりましては、事業主のニーズ、手続の特性。これは届け出の内容ですとか、頻度、性格に応じてきめ細やかに対応していくことが必要であろうということと考えております。

1枚おめくりいただきまして、今の状況でございます。先ほどe-Govでのオンライン申請率がありましたけれども、10%強程度。他方で、電子媒体、CD-RW等の磁気媒体を活用した媒体申請を含めた電子申請の利用率は全体の50%程度でございます。

特に届出件数が多い算定基礎届・賞与支払届。これは毎年1回、原則として出しているものですが、これが一番、届け出の件数で大きいものですが、これにつきましてはターンアラウンド方式といたしまして、日本年金機構が既に把握している情報は、あらかじめCD-RW等に記録したものを事業主さんの方にお送りしまして、事業主さんの方ではそれを受け取って、年金機構ではわからない報酬額、その最新の情報のみを書き込んでいただいて送り返していただくというやり方をとっております。

下の方にイメージがございまして、年金機構から年に1回、被保険者の基本情報、従業員のお名前ですとか、整理番号。こういうものが入ったものをCD-RWで事業主さんの方にお送りしています。中小零細の方などではCD-RWではなくて紙の方が便利なので紙で送ってほしいと言われる場合には、紙であらかじめ年金機構で把握している情報を印刷したものを事業主さんの方に紙でお送りし、その後、事業主さんの方で報酬額など必要最低限の情報を書き込んだ上で返送していただくということで、できるだけ事業主さんの負担をかけないような方策を今、取り組んでいるところでございます。

では、小規模事業所の負担がどのくらいかというのが5ページ目で、3名程度の事業主さんの場合ですと、この赤字の部分につきましては、例えば従業員の方のお名前ですとか整理番号。この赤字の部分、黒で塗ってございますけれども、ここの部分につきましては年金機構で既にわかっていますので、この部分は印字したものを紙でお送りして、この手書きの部分を事業主さんの方で書き込んでいただく。この例では、3名分の従業員の方ですと、このぐらいの記載量ということでございます。

では、こういう中小の事業者はどのくらい多いのかということで、こういう紙媒体申請が今、現実には4割強でございます。それで、事業所の多くが小規模事業主ということで、従業員規模でいいますと、今、厚生年金・健康保険の適用事業所は10人未満が77.3%、約8割近くが10人未満。さらに、5人未満でも6割近くいる。2人以下でも42.2%ということで、適用事業所の4割以上が今、2人以下ということでございます。

こういうところについて、なぜ紙媒体を選んでいるのかということをやはり私どもとし

でも事業主の意向・ニーズを把握する必要があるだろうと考えておりました、実態調査を行うことを今、検討しております。そこで電子化の課題は何なのだろうかとか、どういうことをすれば電子化できるのだろうかとか、まずそういう実態把握もしてみる必要があるだろうと考えております。

またおめくりいただきまして、先ほど届け出にも性格とか頻度、いろいろあるということで申し上げました。大きく分けて届出書の分類は3つぐらいに分類できるのではないのかということで、9ページの方を見ていただきますと、今、社会保険関係の届出書の種類を書いております。グループ①、グループ②、グループ③と書いてあります。それで、平成27年度と28年度、紙、CD/DVD、電子というものが電子申請・オンライン申請の件数比率でございます。

グループ①、例えば新規適用届、あるいは適用事業所全喪届。新規適用届は事業所を立ち上げたとき、開業したときに1回限り出してもらうもの。それから、全喪届は廃業したときに出してもらうものですが、基本的には1回限りというものでございます。こういうものについて、まず1つ目の届出書の性格として分類できるのではないのか。

グループ②が算定基礎届、保険料を決める際の年1回、定期的に全従業員の方の分について出してもらうもの。それから、ボーナスを支払っている場合についてはそれもボーナスを出すごとに出してもらうもの。これが件数を見ていただきますと、一番右の方にありますが、3,500万件であったり5,800万件ということで、一番ボリュームゾーンでございます。ただ、他方で見えていただきますと、CD/DVDの比率は、このところはほかの届け出よりも高くなっております。

グループ③につきましては、氏名変更届、住所変更届、被扶養者（異動）届ということで、従業員の方の事情が変わった場合に随時不定期に届け出を出していただくものでございます。このうち、氏名変更届、住所変更届は、下に書いてありますが、今後、住民基本台帳情報と連携して、この届け出は廃止する予定でございます。

こういう届け出の種類・頻度に応じて、どういうふうに電子化を進めていくかということが課題であろうと考えております。

以上です。

○厚生労働省（佐々木参事官） 情報化担当参事官の佐々木と申します。先ほどの説明と関連いたしまして今後の、前回宿題をいただきましたオンライン申請の、何で進んでいないのかということに関する現時点での要因分析及び対応策について御説明申し上げたいと思います。

先ほどもありましたけれども、今後、さらに事業主さんや企業側の意向ですとか、電子申請の改善に向けてのニーズ調査等はしっかりと取り組みたいと思っておりますけれども、現時点で私どもが把握していることにつきまして御説明申し上げたいと思います。

資料2-2を御覧ください。まず、先ほど説明がありましたけれども、企業が反復継続的に社会保険・労働保険につきまして手続をするケースがあるわけでございますが、約1

億4,500万件のうち、ターンアラウンド方式の磁気媒体を含む電子申請は45%。うちオンライン申請の利用率は約10%と低迷しているところでございます。

4ページを御覧ください。実際のところは最近、APIソフトという便利なアプリというものも開発されておりまして、これを利用することによりまして、企業が既に作成していた人事労務関係のデータを用いて、添付書類も自動作成されて、申請ごとに添付書類を作ることなく、ワンクリックでオンライン申請が可能となるため、こういったものを徹底して普及促進していきたいと考えておるところでございます。

2ページに戻っていただきますと、基本的考え方にございますけれども、御指示がございました、デジタルファーストという原則に立って、ユーザーニーズというものを捉えた上で、オンライン申請利用率の大幅な改善を図っていきたいと考えております。

なぜ、現状、10%程度となっているかということにつきまして、大きく3点あるかと思っております。

まず第1は、先ほどAPIソフトということを申し上げましたけれども、やっと思いがいいソフトも開発されてきているわけでございますが、やはり電子申請自体の使い勝手が悪いということで、ユーザビリティの問題が1点あるかと思っております。また、大きな2つ目といたしまして、オンライン申請することについての事業主側のメリットは実感できないという点が2点目。3点目といたしまして、認知度が不足しているという、大きく大別いたしまして3点あるかと思っております。

まず、第1点のユーザビリティの問題で、先ほどいいソフトも開発されてきたということをお説明申し上げましたが、まだ課題がございまして、対処方針ということを書いてございますけれども、まださらなるユーザビリティの向上ということを、組織を挙げて対応していかなくてはいけないと思っております。

民間ソフトの開発に当たって、今、e-Govの方の入り口のところではテスト環境はありますけれども、社会保険や労働保険のシステム側には、ソフトの開発に資するテスト環境がないので、そういったものの整備を検討していくですとか、あるいはベンダーとの開発の状況につきまして、今も定期的には会合をしておりますけれども、開催頻度を上げて実施していくですとか、あるいは手続を行う事業主サイドに沿ったニーズというものも把握していきたいと思っております。

3ページで、前回も少し御議論がございましたが、企業が従業員の申請を代理するような手続がございまして。これについて、従業員本人の押印ですとか署名というものを添付していただいて、同意をとったということをお証した上で申請をしていただいておりますけれども、事業主本人の押印ですとか署名というものは、例に記載がございましてような手続につきまして省略を検討したいと思っておりますし、また、手続の内容をきちんと精査いたしまして、添付書類ということで企業側に求めているものが本当に必要なのかどうなのかということも含めて、さらなる削減を推進していきたいと思っております。

磁気媒体等でデータ自体はつくっていても、それをオンラインで申請することについて、

電子証明書の課題というものも前回御指摘をいただいたところでございます。データ自体の申請に当たって、電子証明書をわざわざ取るのが、取得が手間だという御意見もございますので、今、実際のところ、マイナンバーカードで公的個人認証という電子署名は可能になっておるわけでございますけれども、その点について、私どもは十分周知をしていないということもございます。こういったものも含めまして、マイナンバーカードによる電子署名により、e-Gov画面からの申請も、APIソフトを活用して申請も可能でございますので、こういったことも徹底して周知をしていきたいと思っております。

5ページでございます。事業主側からターンアラウンド方式の磁気媒体の申請はできたとしても、それをオンラインですることについてのメリットが実感されないという課題がございます。それにつきましては、私ども行政内部の業務フローを可視化いたしまして、紙の申請よりも電子の方を優先して処理するという対応をいたしまして、電子媒体の方が、磁気媒体も含めてでございますけれども、オンライン申請の方が事務処理を早くするというファーストトラックということを図りまして、事業主さんの方にメリットを実感していただくような形の対応をしていきたいと思っております。

3点目で、認知度の問題でございますけれども、まず実際の受付窓口におきましても、デジタルファーストの原則に立ち返りまして、組織を挙げた利用干渉をしていきたいと思っております。また、ヘルプデスクの対応につきましても、e-Govの機能の操作につきましてはe-Govのヘルプデスクに照会が可能でございますけれども、社会保険と労働保険のオンライン申請に関する手続の内容につきましては照会先が分かれているということもございますので、統合的なコールセンターを設置して、手続でオンライン申請ができるような、事業主さんにきめ細かく対応するようなことも考えていきたいと思っております。

バックヤード連携の関係につきまして、9ページで御説明申し上げたいと思います。一度出していただいたデータについては、それぞれ行政主体で持っている情報を活用して、バックヤードで連携をして、届け出自体を不要にしたり、あるいは添付書類を削減するというのを、マイナンバー制度の基盤を活用いたしまして進めたいと考えております。

例えば届け出の省略でございますけれども、先ほど少し説明がございましたように、事業主が被保険者の情報を日本年金機構に提出していた氏名とか住所変更届のような書面につきましては、マイナンバー、住基連携によりまして、提出自体を不要とする。あるいは資格取得届等への住所の記載も不要とするということの対応を進めていきたいと思っております。

また、10ページでございますけれども、企業の設立あるいは廃止の場合には事業主の方からハローワーク、労働基準監督署、年金事務所の方に法人登記証明書の添付ということを要しているわけですが、平成32年以降、必要なシステム改修等を行いまして、登記事項証明書の添付省略というものを法人番号制度による情報連携によって実現をしていきたいと思っております。

また、事業主経由で行っている社会保険の手続につきまして、市町村の有する住民票の

情報ですとか、あるいは課税証明書、課税情報などを情報連携によって国の方でも把握をいたしまして、事業主さんの方から添付をしていただかないというバックサイド連携も進めていきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○厚生労働省（宮本課長） 保険局保険課長でございます。資料2-3に基づきまして、社会保険制度の標準報酬制度について御説明をいたしたいと思っております。

2ページでございます。先ほど村上専門委員からも御紹介をいただきましたけれども、標準報酬制度は、社会保険制度が毎月支払われる賃金を基礎として、保険料の賦課・徴収、被保険者記録の管理をして、その月々の被保険者記録を基に給付を行う仕組みであるということで、多くの被保険者一人一人について、その事務を正確かつ迅速に処理できるよう、簡便な仕組みとして標準報酬制度を採用しております。

標準報酬制度の下では、事業主は原則、年1回3カ月分の被保険者の標準報酬を届け出ればよく、それに基づいて、毎月、同額の保険料を支払うことで足りるということで、1年間の保険料負担が一定で、事業主や労働者が年間の収支の見通しを立てやすくなっているということでございます。紙の時代を前提にした簡便な仕組みということでございます。

3ページで、標準報酬制度のあり方を検討する場合の留意点ということでまとめております。

(1)は、まずそういう電子化が前提ということでございます。このワーキング自体、電子化を前提にしているということですので、言わずもがなかもしれませんが、もし電子化されていない場合であれば、それは12回、届け出をしなければいけないこととなりますので、かえって負担増になるということでございます。そういう電子化していないときに進んだ場合の問題点というものを(1)で書いております。

(2)は、社会保険の公平で適切な給付と負担の確保ということでございまして、社会保険の場合、負担に対する給付があるということから、保険料を取るときにいろんな制約事項等がありますので、そういったものへの配慮が必要であるということでございます。社会保険においては保険料に上限と下限が設けられておりますので、こういったものは標準報酬制度の存廃にかかわらず、引き続き必要になる。また、報酬を食券であるとか、あるいは住居の提供ということで現物でやっている場合に、それを現金に直す作業がございますので、そういった作業も必要になるということでございます。

それから、下のところは年金制度の事情で、年金記録問題がございまして、月々の納付記録というものをきちっと分かるようにする必要がございまして、そういったものについても標準報酬制度の存廃にかかわらず配慮が必要になるということでございます。

以上のように、標準報酬制度のあり方を検討するのに当たりましては、まず電子化が前提になるということと、社会保険の公平で適切な給付負担に対する確保についての留意が必要であることが留意点となります。

私の方からは以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

3つの論点のお話をいただきました。1つ目がオンライン化の利用率などの話、2つ目に手続のワンストップ・ワンスオンリーの話、3点目に保険料の計算方式という3つでしたが、すみませんが、順番に1つずつやらせていただければと思います。

まず、1つ目のオンライン化のところで、これは税については手続の電子化を義務づけようというぐらいの話がされている中で、今、お話もいただきましたように、まず何で使われていないのかの実態の調査、ユーザーの調査からといったことでは、2～3周おこなっているのではないのかという印象を受けました。ここはまず御専門の村上さんからコメントをいただいてよろしいですか。

○村上専門委員 そのとおりだと思います。

それで、いただいた資料の最初の資料2-1から議論するのですね。

○原座長 資料2-1と2-2の途中までです。

○村上専門委員 資料2-1の6ページに「厚生年金適用事業所の多くは小規模事業主」とあります。今回、小規模事業所の実態をどう把握するかは結構重要だと思います。私の参考資料の4ページの各社会保険について、それぞれ企業全体で掛けるものと事業所単位で掛けるものがあると思いますが、どれが事業所単位でどれが法人全体か、教えていただけますか。

○厚生労働省（高橋課長） 10人未満が77.3%で、これは企業単位でございまして、今、厚生年金の適用要件というものは、法人ですと1人でも厚生年金強制適用事業所になっております。その場合、新規適用の届け出は1人でも出していただく必要がございます。

○村上専門委員 参考資料の4ページの社会保険種別ごとに、事業所単位か法人単位かを教えていただけませんか。

○厚生労働省（高橋課長） 失礼しました。

基本的には全部、事業主さんが出していただきまして、ただ、氏名変更とか住所移動とか、家族、被扶養者の情報が変わった場合は全被保険者の情報を出してもらう必要はなくして特定の、ただ、それは事業所単位で出していただきます。

○村上専門委員 事業主と事業所は違うと思います。労災保険なんかは事業所単位で手続をする必要があって、年金保険などは法人全体で手続きすると思います。そこを教えていただけませんか。

○厚生労働省（高橋課長） それは、手続は全て事業所単位です。

○村上専門委員 年金保険も健康保険もですか。

○厚生労働省（高橋課長） はい。

○厚生労働省（宮本課長） 健康保険は、健康保険組合の中で事業所を分けることができ、そういう場合は事業所単位になります。それは事業所を自由に変えられることになっておりますので、それは企業の御都合でそのようにやっております。

○厚生労働省（高橋課長） 失礼しました。ちょっと補足させていただければ、法人単位

か、事業所単位かというお話ですと、1法人であっても全国に支店があるような企業さんの、法人さんの場合ですと、その支店単位で適用事業所になることもできますし、全国1つの事業所として、本社で一括して従業員を管理しているようなところは全国一括適用と、両方のパターンがございます。

○村上専門委員 事業者の規模が、事業所単位ですと数人でも、全国だったら数百人となるので、そこははっきり分けて考えておく必要があるかなと思って聞きました。

資料2-2の2ページでユーザビリティの問題を御指摘いただいております。APIによって、従来、ユーザビリティを上げるのが不得意な行政機関が無理につくったシステムではなくて、API経由でユーザーインターフェースにすぐれた民間のサービスが使えるようになったので、これでオンライン利用率は上がると思います。

【対処方針】にある「APIソフトの更なるユーザビリティの向上」という、これはAPIソフトのせいでユーザビリティが悪いように書いてありますけれども、実は制度のせいでユーザビリティソフト側がやむなくそうなっている事情があります。APIソフトをつくっているクラウドベンダーさんなどと密にコミュニケーションをとって、どこを変えればより便利になるかを一緒に検討していくことが必要だと思います。そのためにテスト環境を整備するとか開催頻度を上げるといった御提案はいいと思うのですが、APIソフトのユーザビリティというよりも、APIソフトの利便性を阻害している国の制度とか、そういったものを変えていくというスタンスでここは取り組んだほうがいいと思います。

その上で、短期的にはAPIを使ってオンライン申請を便利にする、利用率を上げ、中長期的にはデジタル社会を前提とした制度の抜本的見直しに取り組む必要があると思います。

以上です。

○原座長 まず、1つ目のオンライン化のところに関しては、先ほどのオンライン申請の利用率が資料2-2でいうと9.6%で、これを何年でどこまで上げていくのかというのは、どのぐらいのイメージでお考えなのでしょうか。

○厚生労働省（佐々木参事官） 先ほど来、御説明申し上げているとおり、小規模な事業所が多いという特性もございますし、また、磁気媒体が結構浸透しているという実態がございます。その支障・要因もきちんと把握した上で、オンライン利用率につきまして抜本的に拡充をしていきたいと思っております。

ユーザーのニーズもきちんと踏まえた、ユーザーというのは事業主でございますけれども、そのニーズも踏まえた上で引き上げを図っていきたいと思っております。現時点で何%とかということについても、まず事業主サイドの御意見を伺った上で対応していきたいと思っております。

○原座長 どうぞ。

○刀禰次長 事務局から1つ質問ですけれども、今、座長からの話で国税・地方税について、大法人は100%義務づけをしていこうという方向が出ているわけですが、中小法人の場合は例えば税でもなかなか難しいので、段階を追って上げていくということにはなって、

それは思い切って引き上げることになっていますが、社会保険の部分で、例えば大法人については同様に義務づけるという考え方についてはどうお考えでしょうか。

○厚生労働省（佐々木参事官） 考え方として、あると思いますが、経済界の方との調整も当然必要になりますので、そういう意味で、考え方としては排除されるものではないと思います。

○原座長 規制改革推進会議として、これは行政手続部会も含めて、デジタルファーストということが大前提だと思っていますので、これからゆっくりと調べてみて、やはりやらなくてもいいかもしれませんというようなことではない段階だと思っています。なので、どの段階で義務化をしていくのか、あるいはパーセントをどこまで上げていくのかということをお早急に検討いただかないといけないのかなと思います。

吉田座長代理、お願いします。

○吉田座長代理 ありがとうございます。

同時に、私は今、改めて自分の壊れたアップルを見ながら、どれだけアプリケーションが入っているのだろうと思って見ていたのですが、すごいなと思いました。誰からも義務づけられずに、これだけのソフトが入っていて、それがなければ、今、生きていけないぐらいになっているわけですよ。だから、デジタルファーストというのは、こうした環境下でこれは当然推進する必要がある大きな一つのゴールという意味でも、義務化というものは当然だと思っています。

でも、もし300ページのマニュアルを読まなければいけないというところまで引きになってしまいます。すでに先ほど村上専門委員も言っていたみたいに、ハード・ツー・レジストという事態になっていると思います。たとえばアマゾンで1個買うと次にこんなにもっといいものが出てきて、これがなければ生きていけないみたいな世界に世の中はなっているわけではないですか。翻っていえば、だから、ユーザビリティを向上させる方法が絶対にあると思っています。

それがマイナンバーのもともとの目標だったわけではないですか。この1つの識別子の中でいろんなビッグデータが入ってきますね。それで、さっきのマイナポータルでしたか。ああいう空き容量があって、先ほどの税の話もあって、例えばこれには国民や諸規模な民間企業を巻き込んでいかなければいけない。社会保険の情報や税の情報が入って、そこから派生するサービスが自然と追加されて、しかも使い勝手も簡単でということなら、ほかのサービス（アプリケーション）のように使わなければ損みたいということになる気がします。

そのためには大事だなと思うのは、どこかで我々側からもビジョンを見せなければいけないと思うのです。こんな世界を考えているというビジョンを。もしかしたら、IT総合戦略室が提示しているデジタル分野からのアプローチもあるのでしょうか。そこがないと、各省庁にだけ任せているというのはいいことではない。もし利用率が上がらないと情報も集められない。そうすると、幾らマイナンバーができてビッグデータにはならない。義務

化して皆さんに使っていただくデジタルファーストというものを打ち出しながらも、本当にそういう使い勝手のいいものを民間も含めて、またビジョンを提示するというものも含めて、みんなで底上げしていかなければいけないのだらうと思います。

○原座長 もしよろしければ、関連するかと思いますが、2つ目の論点のワンストップのところですが、これは先ほど法人の設立のときの登記事項証明の添付省略の話はあったのですが、村上専門委員から提案のあった、例えば入社をしたときの届け出を3カ所にやっているものを、手続を抜本的に見直すということについてはいかがでしょうか。

○厚生労働省（森川参事官） 今、資料2-2の中で、API等を使って、実態的にワンストップにしていくという話がございましたし、それから、資料2-2の参考資料の方で、e-Govを使ったところをご覧ください。これはグループ申請という枠組みで、雇入れの場合ですと雇用保険と年金保険と2つの申請が必要なわけですが、重複するところにつきましては2回、改めて入力する必要がないような形で、実態としてワンストップになるような形で今後進めていきたいと思っております。

それぞれの制度に基づいて、それぞれの書式でできていますので、それは制度の運営に対して必要な最小限の情報であるのですが、できるだけ実態的にワンストップになるような形で進めてまいりたいと考えております。唯一残るのが紙の申請書になりますけれども、そこをさらに直していくことにより、そちらの利便性を上げるよりはこういったデジタルファースト、オンライン申請でのワンストップ化を進めていくという方向で考えていきたいと思っております。

○原座長 今の点ですが、これはさまざまな分野で、行政手続が複雑になっている。いろんな窓口があったり、複雑になっているとなかなか自分で処理はできないので、それを仲介したり代行したりするビジネスが生ずる、ビジネスになるということはいろんな分野でよくあるわけですが、今、おっしゃられた、APIを開放して民間のサービスでやられるからいいのではないですかというのは正に同じようなことを言われているように聞こえます。

先ほど村上専門委員も言われましたが、当面の応急処置としてはAPIを使ったサービスで、できるだけ効率的にやっていきたいと思います。それはそれでもちろんやっていただいたらいいと思います。当然やらないといけないと思いますが、その先のステップとして、やはり行政手続全体を電子化の時代に応じた形で見直していくということをやらないといけないと思うのですが、そこはどうお考えでしょうか。

○厚生労働省（森川参事官） 例えばですけれども、先ほど人を雇入れたときの手続で、これは非正規の問題があったときに、できるだけ幅広くしていこうということだったわけですが、厳然として雇用保険であれば週20時間以上、あるいは雇入れ期間が93日以上で、年金の方は雇入れ期間は見込みで1年以上。ただし、大企業は20時間以上となってますけれども、500人以下のところは4分の3以上。できるだけ合わせていくにしても、なかなか制度的なハードルは結構高かったということがございます。

その結果として、違ったそれぞれの書式になってきているということでございますので、まずはそれらの制度の成り立ちを踏まえつつ、そういった制約はありますけれども、いかにその中で事業主負担を軽減していくかということについて、我々は努力してまいりたいと思っております。

○原座長 おっしゃられているのは、年金や健康保険や雇用保険で、それぞれに対象になる人が違ったりとか、同じ人を雇ったときにその届け出をするにしても対象が違ったりということ言われているのだと思いますが、今、村上専門委員から示していただいているのはその手続を、全て対象を統一にするというよりは、共通している部分についてはデータを共有したらよろしいではないですかという提案だと思いますが、村上専門委員からコメントをお願いしますか。

○村上専門委員 今の御説明を伺っていますと、どうしても行政側とか制度側から物を見ている感じがします。電子行政分科会ではサービスデザインというコンセプトを掲げています。事業主にとって最も簡便な方法は何かを、まず考え、それに制度も合わせていくという逆の見方をしないといけないのですが、まだそういう考え方になっていないのが気になります。

それと、資料2-1で、紙での手続の要望が4割ぐらいあるということが書かれていて、事業主が高齢であったり小規模だからという、事業主のせいにしてはいますが、手続が複雑であったり、オンラインサービスが利用しにくいから紙を求めている人もいると思います。ニーズを把握するというよりも、事業主の視点でもう一度ちゃんと制度や手続を見直さないといけないと思います。総理も言われているように、事業主のコストを大幅に削減するという観点で施策を打たないと、対症療法的にやっつけてはどうしてもなかなか結果が出ないと思います。

○原座長 高橋先生、どうぞ。

○高橋委員 抜本的に、税と社会保険は全部、一体化した届出にしてしまうみたいなことはあり得ないのですか。例えば、標準報酬月額も、基本的には前年度の総賃金で標準報酬月額に代替してしまう。そこで、一枚の書類をどこかに出せば税も社会保障も一体的に届け出たようにするというようなことはあり得ませんか。乱暴なことを言っていると私も思っていますが、そういうことは所管官庁としては全然考えられないことでしょうか。

○原座長 そうしましたら、3つ目の論点にも係りますので、あわせて私からも補足的に申し上げれば、先ほど御説明の中で、計算方式については、正に紙の時代では効率的な制度であったという御説明がありました。これは電子化を前提にして考え直していただいたらよろしいのではないかと思います。今の高橋先生の質問も含めて御回答をお願いできればと思います。

○厚生労働省（宮本課長） 標準報酬制度は、確かに大正11年の健康保険制度ができたときから標準報酬制度になっておりまして、それは本当に紙を前提として、事業主の手間を簡便にしようということでき上がった仕組みであると思います。

電子化になって、日本はかなり中小の企業があつて、非常に電子化の問題があるわけですが、電子化が全部進めば、要するに年収ベースでやるとか、月ベースにするとか、コンピュータの中でいろんな換算ができていけばそういうことは可能だと思います。

先生のおっしゃられた、税と社会保険料を一緒にするという、具体的にどういうふうにするのかという制度設計によって、またいろいろ、給付の方がどうなるかという話があるので、それはいろいろ配慮しなければいけないと思いますけれども、具体的な給付との関係の中で保険料を取るということで社会保険制度は成り立っておりますので、そこでの調整がどういうふうにつくかということではないかと思っています。

○原座長 どうぞ。

○厚生労働省（間課長） 年金課長でございます。ちょっと補足をさせていただきます。

今回の村上専門委員の御提案、あるいは高橋委員の御提案も、生賃金を1カ所に出せば、それを共有して行って手続を簡素化できるのではないかとこのところ一番の本質があるのだらうと思います。事務手続の面からは、そういうお考え方については理解できるところであります。

その上で、先ほどの私どもの御説明の資料の3ページの（2）のところにございましたように、事務手続とはまた違う観点から、社会保険のありようとしてやらなければいけないことがあるのだということを改めて補足させていただきたいと思います。

1つは、上下限の話がありますけれども、要は生賃金に報酬を掛けたもの、あるいは標準報酬でも生賃金でもいいのですが、それが保険料なのではなくて、社会保険の参加料たる保険料につきましては上限と下限がある。例えば年金で申し上げますと62万上限なのですけれども、それ以上高い人について参加料を多く払っていただくと、それは年金給付に反映させる。それは所得再分配の観点はどうかのらうか。あるいは下限も、国民年金の基礎年金とのバランスなどから下限を設けておりまして、月額8.8万円というところを決めているということですので、何が言いたいかといいますと、要するに事業主さんから保険料を納めていただくときに、生賃金に掛ければよいというものではなくて、そこは上と下を切って計算していただく必要があるということでもあります。これは標準報酬がどうかと関係ない社会保険のロジックということになります。

もう一つは、社会保険の賦課ベースを広くとって公平な負担をしていただこうということから、現金給付だけではなくて社宅などの現物給付もお金に換算して、そこにも賦課をしているということですので、これは届け出ていただく場合には、これはデジタルであろうと何であろうと、こういうものについても生賃金だけではなくて出していただく必要があると思っています。

最後に1点ですけれども、村上専門委員の参考資料の5ページの改善案のところにお書きいただいているところなのですが「賃金・賞与に、源泉徴収と同じように」という、これは高橋委員のお考えにも近いのかもしれませんが、税と同じようにできないのですかというお問い合わせだと思います。これがどういう意味なのか、にわかにはわかりませんが、

これが例えば仮に役所とのインターフェース、やりとりを基本的にデータに関しては年1回でいいではないかという御趣旨だと仮にいたしますと、それは実は制度上は困ったことが起きると思っています。

それが先ほどの私どもの資料2-3の3ページの(2)の2つ目の○でございます。これも先ほど御説明したことですけれども、皆様御案内のように、これは私どもも大いに反省しなければいけないことであります。以前、年金記録問題というものがございました。これによって国民の皆様にも、また時の政権にも大変大きな迷惑をかけたわけでありすけれども、これを経て、やはり年金記録は御自身でもちゃんと確認をしていただくことができるようにしていこうというふうになっていきます。つまり、事業主がちゃんと保険料を納付いたしますと、個人ごとにその方が何月について幾らの保険料を納めたかというものが自分で「ねんきんネット」という仕組みの上で確認でき、それを基に将来の年金が幾らぐらいになるかを試算できるような仕組みとなっております。

そうしますと、仮に年1回の役所とのインターフェースということになりますと、その方が確認できるのは例えば年末を過ぎてからということになりますので、そういたしますと、今だったら比較的早く確認ができるものが年を終わってみないとわからないということですので、情報の開示レベルが現状よりも下がるということになります。その意味では、年金記録問題を経た上ではこういう形にしないほうがいいたろう。できるだけオープンにやっていくことが大事だと思っているところでございます。そういったことを加味した上で、この電子化前提でどうしていくのかということの検討が必要なのではないかと私どもは思っております。

以上であります。

○原座長 八代先生、どうぞ。

○八代委員 今の社会保険料は賃金の上限と下限があるから標準報酬が必要ということですが、そんなものはソフトの問題であって、生の賃金データに上限と下限を掛けて修正すればいいわけです。それから、年末の賃金をはかるか、四一六月期の賃金をはかるかというのは別にどちらでもいいわけではないか。それに、生賃金であればむしろ全ての賃金だって基本的にはとれるわけで、より正確になるわけだと思いますが、もう少し説明していただけますか。

○高橋委員 個人情報保護の観点から言いますと、ソフトをいじって、社会保険については社会保険に必要な情報しか画面表示されないみたいなことはあり得ると思います。そんなものは電子的に加工すれば個人情報の保護はできます。もう一つ、年金記録についても、これは確認ができさえすれば私は十分だと思います。怒られるかもしれませんが、全然できていなかったものを見られるようにするのが国民にとっては重要なことで、とにかく自分が将来的にどういう年金になるかを、きちんと把握できればいいわけで、瞬時に見られるという話である必要は必ずしもないようには思います。

以上です。

○厚生労働省（間課長） 八代委員からの御指摘に関してお答えいたします。そこはおっしゃるとおりで、ですから、今でも電子化がされているような、人給ソフトが入っているような会社では標準報酬でも機械で換算して自動的に出すという形になっている。それで、生給与に上下限をやる場合でも、機械でやるという意味においては会社にとっての負担、人的な負担はほとんどないという意味では、標準報酬なのか、生賃金なのかというのは、実はそこは余り差はないだろうと思っています。

そこはどういうふうに仕組むかということであって、要するに生賃金にしたからすごく事務が減るということでは必ずしもないのだろうと思っています。これが1点です。だからやらないとかというよりも、それはオール電子化した後の話としてどういうふうにするかということだと思えます。

それから、年金記録の話に関しましては、現状、既に月々見られるようになっている中で、それをいわばビハインドが起きることについて、どう評価するか。政治的な背景を考えますと、どう考えるのかということだろうと思っています。

○原座長 すみません。現状で毎月見られるというのは、どこで見られるということですか。

○厚生労働省（岩井課長） 「ねんきんネット」というネットサービスがあるのですけれども、これに加入していただきますと、厚生年金、国民年金のものを、これは瞬時に更新していますので、それで自分がどの制度に入って、どういう標準報酬月額で保険料を納付されているかが全て確認できるということです。もちろん、紙でもそういうことは送るといって形です。

○原座長 「ねんきんネット」の加入率は、今、何%でしたか。

○厚生労働省（岩井課長） ID取得数が400万ぐらいで、これは政府全体としまして、今、紙で「ねんきん定期便」というものを毎年送っていますし、そこも各月ごとに送っております。

1つには、瞬時に見たいというのがありますし、非常に雇用割合が増加している中で、企業を変わる方もいらっしゃいますので、その間で確認していただくのが本来の趣旨です。それを、紙でやっているものをできるだけネットでやろうという方向で政府全体でやっておりますし、今、加入数をふやしていった状況にあります。

○原座長 全体の加入者数が何人だったか忘れてはいますが、そのうちの400万人しか、今、加入されていないという状態なので、現状では毎月見られている状態との比較ではないのかなど。いずれにしても、電子化を進めていく中でどういう制度設計が最も合理的なのかという議論をしていくべきなのかなと思いました。

お願いします。

○村上専門委員 今の毎月確認の話と標準報酬月額は余り関係ないのではないかなと思います。そこは一緒にしないほうがいいですね。

その上で、中小企業においては人事給与システムがあたかも全く導入されていないよう

な御認識をお持ちなのですが、去年の『中小企業白書』によると、中小企業の77.2%は人事給与のITを導入しています。

ただ、小規模企業については、去年の『小規模企業白書』によると、14.4%しか導入していないので、小規模企業をどうするかという話がありますが、従業員の割合で80%を超える中小企業と大企業がカバーできれば、ある程度、効果があると思います。中小企業においては、ある程度、人事給与システムが普及してきているという前提で物事は進めたほうがいいと思います。

○厚生労働省（岩井課長） ただ今の小規模のところについて、もともと標準報酬制度というのは事業主の負担を軽減させるという趣旨でできたというのは御理解いただきたいのですが、私どもが申し上げたいのは、これが電子化できればいろいろと考える余地はあるだろうということなのです。

ただ、今、村上先生からお話がありましたように、小規模の割合が少ないからといって、全体的に標準報酬制度を見直すということについては、社会保険という公平と適正な給付というものに連携しているものでございますので、ここは標準報酬、ここはそうではないということとはとり得ないだろう。したがって、なるべくオール電子化を実現した上で考えるべきではないかということをお願いしているという趣旨でございます。

○八代委員 今のところだけまたひっかかるのですが、標準報酬というものはもともと賃金の生データの処理を簡素化するためにつくったものですから、併用して何で不公平になるのですか。標準報酬の方が保険料が安くなるということはないわけですから、電子化されているものは生データで、されていないところは従来どおり、生データのいわば代理変数としての標準報酬でやってどういう不公平が生じるのか、教えていただけますか。

○厚生労働省（岩井課長） 私が申し上げましたのは、社会保険でございますので、これは社会全体の助け合いでございますので、公平な負担と、それに見合った給付ということでございます。したがって、保険料の負担のベースが人によって違うということとはできないので、そこは合わせざるを得ないということでございます。

○八代委員 人によって違うのではなくて、それは算出方法が違うだけであって、簡便法を用いるか、元のデータを使うかの違いに過ぎないのではないかと。そちらだって月収の標準報酬からボーナスを入れた年額ベースなど変えているわけです。本来、標準報酬を全部なくするのが望ましいのだけれども、それに対応できていないときは一時的にそれに対応する。それが何で不公平になるのかという質問にまだ答えていただいております。

○厚生労働省（岩井課長） 失礼いたします。ある時点において、誰に対してどういう負担額を求めるかというのが一律に公平でなければならないということによって、時間軸の中で変わっていくのは公平でないことはない。しかしながら、ある時点ではどの方も同じ負担ベースでやるということが公平だということをお願いしております。

○原座長 でも、それは税金でも簡便な方式によるものが認められていますね。税金は不公平であってもいいけれども、社会保険は必ず公平でないといけないというお考えですか。

○厚生労働省（岩井課長） 税金と社会保険の違いは牽連性があるかないかだと思っております。社会保険は給付と対応するものでございますので、給付が同じものであれば負担も同じベースにしなければならないということで、より要請されるものだと思っております。

○八代委員 しかし、保険料と給付との対応性は必然ではないのでは。たしかに年金はそうかもしれないけれども、医療保険は給付と負担は全然リンクしていません。払うほうは所得が高いほど高い保険料は払うけれども、給付の面は病気になれば同じ給付をもらうわけです。もし医療保険が社会保険でないとおっしゃるならそのとおりですけれども、現にそういう給付と負担がリンクしていない社会保険だって存在するわけです。

○厚生労働省（宮本課長） 先生がおっしゃられるように、医療保険の方は事情がちょっと違うと思います。医療保険の方はそこまで給付との厳格なリンクというものはないわけで、どういう保険料を払っていても、要するに診療報酬に基づいて出すということでございますので、そこは年金と医療保険がちょっと違う点かなと考えています。

○八代委員 医療保険も社会保険の一つですから、先ほどは社会保険においてはとっておられたので、そう言っただけです。

○厚生労働省（宮本課長） つけ加えて言いますと、傷病手当金というものがあまして、これはリンクをしております。

○原委員 大分時間が押してきてしまいましたけれども、議長からお願いします。

○大田議長 2点あります。

1つは、社会保険料の算出方法について、電子化が進めば税と社会保険料を一体にすることは当然考えられますが、まず第一歩として、社会保険と労働保険とで違うベースを使う理由がわかりません。旧厚生省系と労働省系で違うベースで保険料を算出するというのは、今までのお話を伺っていても理解できませんでした。

2点目で、これは全体に関わることですが、それぞれの行政手続にいろんな個別事情はあるのですけれども、今回の行政手続のコスト削減は行政側の事情ではなくて、完全に企業の側に立って、その負担を軽減しようという趣旨で進めております。2020年までに20%以上のコストを削減するという総理のご指示です。

この税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化は、このワーキング・グループで扱っているということで別途検討するということになりましたけれども、進め方は全く同じです。したがって、いろいろな個別事情はあれ、数値目標を定めて、2020年までに抜本的に削減する。これは守っていただきたいと思っております。

その際、大企業と中小企業で目標が異なるということは、これは地方税でもそのようになっておりますので、それはやむを得ないかもしれませんが、いずれにしても、抜本的に削減する数値目標は立てていただきたい。その上で、いかなる手法で削減するかをあわせて示していただきたいと思っております。

よろしくお願いたします。

○原座長 どうぞ。

○吉田座長代理 本当に大田先生の言うとおりで、発想を変えて、こちら側から見ましよう。それが先ほどのサービスオリエンテッドな考え方とユーザー視点でということなのだと思います。

多分、このワーキング・グループでやっていなくてやらなければいけないものは、我々もデジタルの視点から、今、一体、何が可能になったのかという、そこを今度は新しい流れで、この有識者みたいなものも入れてやっていかなければいけないのだろうなと思います。

こういったものが私たちの発想というものをすごく変えたわけではないですか。それもありなのだ、あっちから見るとそういうふうに見えるのだという、もう一つ、三次元の視点での多角的な議論というものを積み上げられるような場にもしていかなければいけないかなというのが、私が先ほど言いたかったことなのです。

よろしく願いいたします。

○高橋委員 1点だけ追加です。先ほど資料2-1の6ページについて、私は納得したのですが、先ほどの話で、中小企業と大企業を合わせると従業員数は8割で、大企業と中小企業はシステム化が進んでいるというお話がありました。したがって、トータルの従業員数の割合で言いますと、オンライン申請を進める基盤はあるのではないかと私は思いました。そういう観点から考え直していただければありがたいと思います。

○原座長 今日はこれ以上議論する時間がないので、継続で引き続きやらせてください。今日はいろんな指摘がございましたので、これを踏まえて引き続き御検討いただいて、もう一度議論させていただければと思います。

では、今日は大変ありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(法務省、農林水産省、林野庁、総務省入室)

○原座長 よろしいですか。

お待たせしてしまつてすみませんでした。では、議題3「不動産登記の見直し」に入らせていただきます。

本件は、先月末に法務省さんから一度ヒアリングをさせていただいております。

復習ですが、この問題はもともとのこちらからの問題提起としては大きく2つありまして、1つがオープンデータの問題。これは不動産登記のデータの公開について、オープンデータという観点から遅れているという指摘があります。公開が現状では平日の一定の時間だけに限られているとか、あるいは有料になっているということで、各国と比較したときに、オープンデータの推進という観点では遅れているのではないかと指摘があります。これが第1点。

2つ目に、オープンデータという以前に、そもそも、この不動産登記についてはデータと実態とが乖離している。ここをどう解消したらいいのかということで、マイナンバーと

の連携とか、相続登記の促進とか、幾つかの提案をいただいております、これについて前回は議論をさせていただいたわけですが。

今日は、特に前段の不動産登記、登記情報の公開、それから、オープンデータというところに焦点を当てて議論をさせていただきたいと思っております。

資料の3-1で、これは私の名前で資料をお配りさせていただいておりますが、不動産登記のオープンデータで、なぜオープンデータにすることが必要なのかという重要性についての説明。

それから、その次の下の2ページのところで、ブロックチェーンを活用した情報連携というイメージ図をつけております。これは時間がないので、後で必要があれば補足をいたしますけれども、土地情報については登記情報のほかに農地台帳、林地台帳、固定資産課税台帳、それから、関連するものとしての住民基本台帳や戸籍といったデータがあります。これも前回来、問題提起をさせていただいておりますが、ブロックチェーンを活用することによって合理的に、より効率的に、実効的な情報共有の仕組みができるのではないかとということもあわせて御検討いただければということをお願いしているわけでありまして。

今日は改めて法務省さんからお話をいただくとともに、質問への対応ということで、総務省さん、農林水産省さんにもお越しいただいております。

では、まず法務省さんから御説明をお願いいたします。

○法務省（坂本課長） では、私の方から御説明させていただきます。

最初に、資料3-2の2枚目の下の段「登記情報の公開について（補足説明資料）」というものの、まずそもそも不動産登記制度の目的ということについて、前回は少し説明させていただきましたけれども、それをまず前提に簡単に説明させていただいた上で、登記情報の公開のことについてお話しさせていただきたいと思っております。

不動産登記制度というものは、登記記録に不動産の所在とか、地目、地積などの物理的な状況と所有者などの権利関係を記録して、これを一般に公開することによって、不動産取引の安全と円滑に資する。そういうことを目的としている。そういう制度でございます。

したがって、登記記録というものは、取引の対象となる物件ごとに権利関係を登録しているという構成をとっております。これは物的編成主義と申しておりますけれども、そういう構成をとってございます。

その上で、今の登記を一般に公開するというところで、では、どういう形で登記を公開しているのかというところで、これは資料3-2の1枚目の下の方を御覧いただければと思っておりますけれども、大きく分けまして、書面で交付する方法、インターネットで情報を提供する方法。この2つの方法をとってございます。書面で交付する場合には登記事項証明書という形でやっております。

この書面で交付する場合、インターネットで交付する場合、いずれにつきましても、物件1つ当たりということですが、書面の場合には1件600円、インターネットの場合には1件335円。これだけの手数料という形でお金を頂戴しているということになってお

ります。

この登記手数料を徴収するという事は、不動産登記法などの法律で決まっております。これは不動産登記制度におきましては、登記官に対して、手数料を納付して、登記事項証明書等の交付を請求することができるということにされております。

この手数料につきましては、登記情報の公開などに要する経費を制度の利用者が負担する手数料で賄うという考え方。これは受益者負担の原則と申しておりますけれども、そういう考え方に基づいて徴収しているものでございます。

御参考までに、3枚目の上段と下段で、今、申し上げたような考え方を記載させていただいておりますとともに、その下段の方で、この根拠となる法令の規定を挙げさせていただいております。今、申し上げましたようなことが不動産登記法の119条に書かれておまして、この法律の規定を受けて登記手数料令ということで、紙で提供する場合には1通600円、インターネットで提供する場合には1通320円という登記手数料をいただくことになってございます。

また、インターネットで交付する場合には、1枚目の下段に戻っていただければと思っておりますけれども、この登記手数料320円に加えて、協会手数料ということで15円のお金をいただいている。その結果、335円となっているということになります。

この協会手数料は、インターネットでの公開ということは国が法人を指定してやっているということになっておりますけれども、その指定法人がクレジット会社への支払手数料とか、あと、請求書を送付する費用に充てるために徴収している費用ということになってございます。

インターネットを利用した登記情報の提供ということは、今、申し上げましたとおりで、正にこれはインターネットを利用して、一般の利用者が自宅あるいは職場などのパソコンで登記情報を確認できる制度というものでございます。

この登記情報の公開方法というところで、先ほど冒頭に御説明いたしました不動産登記制度の目的が取引の安全等という観点から公示しているということ。また、個人情報の保護という観点も考慮いたしまして、この公開のための請求というものは1筆ごとに不動産を特定していただいて、請求していただく必要があるということになっております。

また、先ほど申し上げましたとおり、登記というものは物単位で編成されておまして、物件ごとに権利関係を登録して公示していることになっているということでございます。

また、偽造・改ざんの防止という観点から、書面でお渡しする場合には地紋紙ということで、コピーをしたらコピーという形で出てくるような特別な紙を使って交付させていただいておりますし、インターネットの場合にはPDFファイル。そういう形で提供しているということになります。

では、その登記情報を無償で公開する。オープンデータ化すると言いかえてもいいのかもしれないけれども、その場合の課題ということを下に4点書かせていただきました。

多少、順番が前後いたしますが、先ほど、この手数料をいただくのが法令で決まってい

るということになりますので、3つ目のポツで、登記情報を無償で公開するというをした場合には、当然、無料化のための不動産登記法等の改正が必要になってくるということは当然の前提になります。

また、手数料をいただくというのが先ほど受益者負担という考え方に基づいて徴収することになりますので、仮に無償化する場合には、4つ目のポツでございますけれども、この公開に要する実費相当分の支出をどのように確保していくのか。財源等の手当ても含めて考えていく必要が出てくるだろうということでございます。

加えて、さらに1つ目のポツに戻っていただきまして、先ほど登記情報には、不動産の所有権登記名義人とか抵当権等の設定に係る情報等、当然、債務者、債権者、債権額が登記されているということで、個人に関する情報が非常に含まれている内容となっております。したがって、このオープンデータ化、無償化に当たりましては、個人情報保護という観点から慎重に検討していく必要があるのではないかと考えています。

現状でも、この登記事項証明書という形での公開についても、何で自分のところの名前と住所が公開されているのかということで私どもに対して苦情を言っている方も現にいらっしゃる状況なので、そういう御意見に対する配慮という、かなり慎重な検討が必要になってくるのではないかと考えております。

また、無償で公開した結果、名寄せなどが安易に行われるということになってまいりますと、例えば私の名前ですばっと検索して、私がどんな不動産を持っていて、どこにどういう人からお金を借りているのかが登記情報からわかってしまうことになってまいりますので、そういうことが安易に行われてしまうという懸念もございます。こういう観点からも、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要であると考えてございます。

その上で、現状で登記情報に係る情報連携はどうなっているのかというのが2枚目の上段になります。

現状でも、不動産の登記情報というものは既に固定資産課税台帳や農地台帳、林地台帳などのさまざまな観点から、これらの税法等の根拠法令に基づきまして他の機関に情報は提供させていただいているところでございます。

ただ、この左下の枠の「現状」を御覧いただきますと、現状はUSB等で記録媒体に記録して渡しているということになりますので、その媒体紛失の危険があって、セキュリティーの面から問題がある。また、USB等の媒体連携を行うことになると、出すほうも受けるほうも一定の努力が必要ということになってまいります。また、情報の授受ということからも、やはり一定の時間を要することになりますので、リアルタイムでの情報連携ができないということになります。

そこで、現在の登記情報システムの公開において、これらの行政機関に対してオンラインで、いつでも、この登記情報を提供可能とする仕組みを構築いたしまして、平成32年度からの運用の開始を目指して検討を行っているところでございます。その情報提供に際しては、連携サーバーを活用するという方向で、今、検討を行っているということになります。

す。

これが実現いたしますと、連携サーバーによる情報連携となりますので、セキュリティが向上する。USBの持ち運び、書類の紛失というリスクはなくなるということでございますし、この連携サーバーを活用することで、受け渡しの労力を要せずに情報の提供・連携が可能になってくる。また、連携サーバーでの確認ですが、リアルタイムでの情報提供・連携が可能になってくるということで、このような方向を目指して、今、検討を進めているということでございます。

甚だ簡単ではございますが、私の方からの説明は以上とさせていただきます。

○原座長 ありがとうございます。

先に私から、何点かお伺いさせていただきます。

1つ目、登記情報の公開、無償提供について、何点か御指摘をいただきました。それで、受益者負担で、要するにこれは600億円、登記に関してかかっている。これは情報提供サービスそのものについてかかっているコストで見ると、これは10億円とか、その程度ですから、これは登記にかかる、法務局にいらっしゃる方の登記官の人件費とか、そういったことも含めた登記業務全般のコスト600億円をカバーしているということかと思えます。これをカバーするために、この手数料、登記情報提供、紙のものとインターネットのものを含めて600億円でカバーしているということなのかと理解をいたしました。

それで、この受益者負担という考え方という点に関してですが、先ほど私の資料3-1の後の方に、次のページ以降に、新経済連盟さんで出されている、この規制改革推進会議のワーキング・グループでやっている課題についてのコメントをいただいております。その2ページ目のところに不動産登記の見直しについてのコメントもいただいております。要するにおっしゃっていることは、この新経連さんの試算によると、不動産についての正しい情報が的確に公開されて、不動産データが活用されるようになれば、GDPの拡大効果が30兆円あるということです。とすれば、600億円のコストを回収するために、ここで手数料を取っているよりもオープンデータにされたほうが国全体としてもプラスになる。この試算が正しければ、そういうことかと思いました。

それから、無償公開について、もう一つ、個人情報保護の観点の問題もあるのですという御指摘もありました。ただ、ここは私がよくわからないのは、現状ではお金を出せばとれるわけです。お金を出せばとれるのに、これは無償にするとなぜ、そこが個人情報の問題になるのかというのがよくわかりませんでした。ここは教えていただければと思います。

もう一つ、御説明をいただいた2ページで、行政機関の間での情報連携の仕組みを構築するということについては取り組まれるということでしたので、安心いたしましたのですが、なぜ、平成32年度なのでしょう。それから、金額、この整備のためのコストはどれぐらいかけられるおつもりなのかということをお教えいただければと思います。

先ほど、私の資料3-1で、ブロックチェーンを活用した土地情報共有の仕組みというものを御提案申し上げておりますが、これはブロックチェーン技術で一応、日本では相当

程度、先端的と言われている会社さんからもお話を聞いておりますが、現行の登記情報、農地台帳、その他のシステムを前提にして、そのシステムを維持して、これをつなぐというブロックチェーンの共有台帳を作るだけであれば、彼らが言うにはAPI、つなぐところのプログラムを書くのに半日から1日あればできるでしょう。それから、コストは年間、数十万円ぐらいでできるでしょうということを言われていますが、そちらでも是非早くやられたらいいのではないかとも思うのですが、そこはいかがでしょうか。

○法務省(坂本課長) 2点目と3点目が御質問ではないかと理解いたしましたけれども、まず、今、有料で公開していることが、なぜ無償になると個人情報の侵害という問題になるのかという御質問かと理解いたしました。

確かに、今でも公開していることは事実でございますけれども、今はある意味、お金を払わないと取得できないということになってまいります。それが無償でも、当然、そういうことを前提に今、不動産登記法というものは行政機関が保有する個人情報保護法の対象から外れております。これは補足説明資料の、4枚目の下段に個人情報保護法の対象から外れているということを書かせていただいておりますけれども、そういう形で外れているということになります。

それが無償ということになりますと、インターネットで、何もお金を要さずにぼちぼちたたけば、極端な話、興味本位でいろいろ情報を収集することができてしまうことになりまして、そこはやはりお金を払って取得することと1段階、レベルは違うことになるのではないかと考えております。

あと、3点目、なぜ平成32年になるのかということでございますけれども、まず当然、システムの公開が必要となってきまして、こちらは出す側、受ける側、それぞれでシステム公開が必要になってくるということになりまして、こちらとしてもシステムのリリース等のタイミングに合わせて、これをやっていくということで、それが平成32年度になるということでございます。

そのコストが幾らになるかは、すみません、資料が手元に、そこは今、ここで把握いたしかねるところでございます。

○原座長 ほかの方にも御意見等をいただきたいのですが、その前に、総務省さんと農水省さんにせっかくお越しいただいておりますので、特に私からお示ししているような、このブロックチェーンを活用した情報共有の仕組みを作るといったことについてはどうお考えか、教えていただけますか。

○農林水産省(栗原課長) 農林水産省農地政策課長の栗原でございます。私からは農地台帳の関係についてお話をしたいと思います。

まず、現状の状況といたしまして、農地台帳に基づく農地情報については、平成27年4月から全国農地ナビということで、インターネット上で無料で情報提供を開始しております。したがって、農地の所在とか面積、あるいは一筆一筆の土地が遊休農地かどうかということまで情報が公開されているということでございます。

ただ、その中で当然、個人情報保護という観点がございますので、農地の所有者の氏名ですとか住所については公表しないことになっていまして、それは外されているという現状でございます。

この農地台帳の情報については、当然、正確な記録である必要、確保する必要がございますから、毎年1回以上、固定資産課税台帳及び住民基本台帳との照合を実施するという事を義務づけられております。これに基づいて、市町村内で農業委員会とそれぞれの担当部局との間で連携をとってやっているところでございます。

したがって、今後の話としまして、登記簿その他の法定台帳の情報について、効率的な業務運営の観点で、行政機関相互で円滑に情報を閲覧・共有できるような環境が整備されることは非常に私どもとしては重要なことですし、そういう取組があれば協力をしていきたいというスタンスではございます。

もちろん、それに当たっては、さまざま技術的な検討課題はあろうかと思っておりますから、その辺は整理を行いつつ、協力をしていきたいと考えています。

○林野庁（小坂課長）　続きまして、林野庁でございます。

林野庁の方は、林地台帳というものを昨年の法改正で市町村に整備していただくという取組が今、スタートしたところでございます。この林地台帳自体が平成31年4月に本格的に開始するという事で、現在、市町村の方で台帳のシステムであるとかデータの収集を行っています。その際には、法務省さんの資料にあるみたいに、現状ということでUSBメモリ等を使って登記情報をいただいて、それを林地台帳の中に格納していく。そういうことをしております。

そういうことでございますので、先ほどお話があったみたいに、原座長の言われるブロックチェーンのような仕組みがいいのか、それとも、法務省さんが今、つくっていただくような連携サーバーがいいのかというのは、私は技術的なところはわかりませんが、こういう形で登記情報が市町村なり、そういうものにつながるようなシステムができることは非常に我々にとっても利便性が高まって、いいことかなと思っておりますので、そういう取組には協力していきたいなと思っております。

○総務省（小谷課長補佐）　総務省固定資産税課でございます。

まず、御承知かと存じますが、固定資産課税台帳につきましては、基本的には登記情報に基づいて作成されることになってございます。そのずれが生じますのは、登記が変更されずに、真の所有者だけが変わっているような場合には真の所有者情報が固定資産課税台帳のみ変更されるということになってございます。この部分につきましては、地方税法上、守秘義務がかかっておりまして、課税のために収集をした情報については、外部に対して漏らしてはならないという規定がございます。

一方で、農地法でありますとか、森林法でありますとか、最近できました空き家法などにおきまして、課税台帳情報を提供することができるという個別の立法がありましたら、その守秘義務が解除されるというたてつけになっているということではございますので、こ

のブロックチェーンを活用した情報連携という、この仕組みにつきまして、社会の理解が得られ、そして立法措置がなされるということでございましたら、その法律の規定に基づいて固定資産課税台帳情報というものを、このブロックチェーンの中に格納することは可能になるかと考えております。

引き続き、この検討につきましては、我々といたしましても御協力の方を申し上げたいと考えております。

○総務省（穂積課長補佐） 総務省住民制度課でございます。住民基本台帳の制度を所管しております。

ブロックチェーンの図につきまして、現行の住民基本台帳制度の考え方からコメントを申し上げますと、今の住民基本台帳制度は住民の現在の居住関係、どこに住んでいるかを公証するのをはじめとして、いわゆる住民に関する事務処理の基礎とするというふうになっております。

とはいえ、誰でも情報を取得できる、入手できるものではございません。やはり一定の制限というものがかかっております。例えば同一市町村内であれば、住民へのサービスのためそれについて共有するのは問題ないのですが、例えば他の市町村が他の市町村の住民の情報を得るとなりますと、例えば住民基本台帳法の第12条の2という規定があるのですが、国・地方の機関が住民票の写し、要は住民票の情報を写しという形で取得する場合、いわゆる公用請求というものなのですが、その場合にも法令で定める事務の遂行のために必要であるという、いわゆる法令上の根拠を求めております。

ですので、住民基本台帳に載っているからといって、いろいろ情報共有を自由にできるものではないというところに留意する必要があると思っておりますので、このスキームを見させていただきますと、土地情報共有台帳というところに仮に情報が載るとしても、結局、連携をして、例えば登記台帳等に活用されることになれば、そちらの方が法令上、そういう住所を入手するところの根拠を持つことがまず前提となるだろうと考えておりますので、その部分の整理がどうなるのかなというところが検討事項といたしますか、留意点としてはあると考えております。

以上でございます。

○原座長 ありがとうございます。

最後の話は、法令上の根拠を設ければいいというお話ですか。あるいは実質的に何か、これをやることでお困りになることがありますか。

○総務省（穂積課長補佐） 法令上の根拠が必要になると思います。

○原座長 では、いかがでしょうか。

村上さん、何かありますか。

○村上専門委員 ありがとうございます。

原座長の資料3-1の2.のブロックチェーンの図において、所有者情報が最も最新化されているのは固定資産課税台帳であるという理解で合っていますでしょうか。

○法務省（坂本課長） 登記が申請されますと、先ほど申し上げましたとおり、各自治体の方に対して連絡をすることになっておりますので、まず登記に反映されて、それが各自治体の方に連絡されているということだと理解しております。

○村上専門委員 その上で、所有者情報が違っていた場合は、固定資産課税台帳を書きかえて最新化するというお話があったと思うので、この中で一番、最新情報が分かるのは固定資産課税台帳であるという理解で合っていますでしょうか。

○総務省（小谷課長補佐） すみません。総務省でございます。

登記との関係で申し上げますと、真の所有者がずれている場合には固定資産課税台帳は名義人が変更されることになろうかと思いますが、例えば農地台帳や林地台帳との関係で固定資産課税台帳が最新の情報になっているかどうかという部分については、総務省としてなかなかコメントしづらい部分がございます。

○原座長 よろしいですか。

そうしましたら、最初に法務省さんに伺ったところに戻らせていただきたいのですが、まず1点は、個人情報保護についてのレベルが変わってくるのですと。いたずら半分で見える人も出てくるかもしれませんということをおっしゃいましたが、そこは本質的な、何か無償にすることによって新たに個人情報保護の問題が出てくるということではなく、あくまでも程度問題にすぎない。問題が起こる確率の問題ということなのかなと思いましたが、そういう理解でよろしいのかどうか。

仮にそうであれば、どのデータを無料で見られるようにオープンにしていくのか。どのデータを見られない状態にするのかということ、これはオープンデータの議論の中で全般にされていることだと思いますが、改めて整理をし直して、正にここでお示ししているような土地情報の共有台帳。この中のどこをオープンにするのかという議論をしていけばいいのかと思いましたが、もしコメントがあれば、教えていただければと思います。

もう一つ、費用負担の、先ほどの600億円でコストと収入が見合っていますというお話に戻りますけれども、ここは600億円の登記業務については、私の理解ではかかっているコストが600億円で、データを取得することについての手数料で600億円を取られて、それで見合っているという理解でよろしいですか。

そうであるとする、この登記関係ではもう一つ、これも前回議論いたしましたけれども、登記をする段階でお金を取っているわけでもございまして、登録免許税が不動産の価格掛ける一定比率でかかっているわけでありまして、こちらの後者の問題について、これは登録免許税のコストがかかるがゆえに登記をしない人が出てきてしまうという、正に登記の実態とデータとの乖離の問題を引き起こしている要因になっているわけでありまして、ここを低廉化する、あるいは無償化するといった議論もあわせてしていくべきではないか。

それで前回、ここは財務省のお話になるのですということでありましたが、法務省さんとして、そこは政策的にどうお考えになっているのかを教えていただければということも前回も申し上げておるわけですが、今の点も含めて、この費用と収入の問題について、も

う一度教えていただけますでしょうか。

○法務省（坂本課長） 第1点目、個人情報の保護という観点からすると、程度の問題ではないかという御指摘でございますけれども、これも多少繰り返しになることをお許しいただければと思いますが、やはりお金を払ってまでやるというところと、全くただでパソコンをぱちぱちたたけばできるということについては、単に程度問題ということのレベルではなく、ちょっと質的にも変わってくるのではないかと考えております。

あと、費用の点ですけれども、おおむね座長がおっしゃられた整理ということで、もっと細かいところはいろいろありますが、この公開のために要する費用という形で、この費用見合いでやっているという御理解いただければと思います。

3点目、登免税というお話でございましたけれども、確かに登録免許税法という、前回、財務省の所管でということコメントを差し控えさせていただきましたが、先ほど座長がおっしゃられた登免税が登記申請の一種の妨げになっているのではないかという問題意識かと理解いたしました。

実際、いろんなパターンがもちろんあり得るかと思いますが、今、問題とされている相続登記が未了となっている土地等の問題につきましては、恐らく相続してもメリットがないという形で、ある意味、ほったらかしになっているパターンではないかと思えます。

登録免許税というものは、土地の課税評価額に応じて一定の割合でいただくということになっておりますので、実際、そういう相続登記がされないまま放置されている土地はかなり価値が低い土地となってまいりまして、登録免許税の額としても極めて微々たるものということがかなりの部分を占めているのではないかと理解しております。

そういう面を考慮して、どうするのかということは考えていかなければいけない問題なのかなということで、私どもとしてはそういうふうに理解しております。

○原座長 3点目に関しては、真正な登記がなされずに、登記がなされずに放置されているものが価値の低い土地であるというのはデータをとって検証されているのでしょうか。これは質問です。

前段でおっしゃられた費用見合いで手数料を取っていますというところに関しては、これは先ほど申し上げたように、GDP全体への効果であるとか、より高い経済価値が認められるということであれば、これを無償にすることは検討していただけるのでしょうか。

それから、個人情報の話で、こちらもくどうですけれども、申し上げれば、お金を払って情報を取るものとそうでないものとでは質的に違うのですということですが、多分、単にいたずらということではなくて、例えば詐欺に使うとか、もっと悪質なケースを考えると、それこそお金を払ってでもそういうデータをとって、そのデータを悪用する人は幾らでも出てくるのではないのでしょうか。それを考えたときに、お金を払わせておけば悪用されないと思いますというのが私には全く納得がいかないのですが、時間を過ぎてしまっているので、今日の段階で、もし短目で何かいただければ。

○法務省（坂本課長） 1点目のデータをとっているのかということですが、これは前回のワーキングでも少し御報告させていただきましたが、今、手元にその資料がないのでありましたけれども、東京の一部と地方部について、実際どうなのか。一定期間、登記がされていないという形で調査したところ、これはやはり地方部の方が長期間登記がされていない土地の割合は大きかったというデータが、1カ所ずつですけれども、そういうデータを取得しております。

経済効果云々というところについてでございますが、これは先ほど申しあげましたように、登記の手数料というものは正に受益者負担という考え方で、みんなが利用するわけではなく、一部の人が利用しているということなので、一部の人からお金を取ってやりましょうという考え方に基づいてやっております。そういう点を、今、座長がおっしゃられたような考え方について、財務当局等の御理解等も含めて考えていく問題があるのではないかとございます。

あと、詐欺とかをやらうと思えば金を取ってでもやるではないかということなのですが、そういうお考えがあることを否定するつもりもないのですが、他方で、やはり先ほども、これも繰り返してしまいますけれども、誰でもいつでもアクセスできるということになってしまいますと、そこはやはり極端な話、あの人の住所はここだ。では住所で、どうなっているのか。貸し家なのか、持ち家なのか。では、どこからお金を借りているのかということをはちぱちとパソコンをたたけばすぐ出てくる、無償で取得できてしまう。そういうことになってしまうと、それがそういうことについて、なかなか御理解を得ていくことについてはかなりハードルが高い問題ではないかと理解しております。

○原座長 村上さん、オープンデータ政策の観点で、特に今の2点目で何かコメントがあれば、どうぞ。

○村上専門委員 原さんがおっしゃるように、では、600円課していればそういうことが起きないかという、多分、それは違うとは思いますが。海外でオープンデータの政策を考えると、有償化することによって貴重なデータが有効活用されていないケースがあり、無償化することによって、今は悪いほうばかり見られていますけれども、いろんな産業分野とか自治体の行政施策に活用できるようになるプラスの効果もやはり考える必要があって、無償化したほうが日本全体の社会的効果、経済効果が大きいというのであれば、やはり無償公開を検討すべきだと思います。まだその検討がなされていない状態で、無償化はハードルが高いと切り捨ててしまうのは早計かなと思います。

○原座長 大田議長、八代先生、よろしゅうございますか。

○八代委員 前に1つ忘れたのが、受益者負担というときに、登記手数料と同じように、この閲覧の場合も金額ベースですね。

○法務省（坂本課長） 閲覧の場合、登記事項証明書は1筆、筆単位、1つの土地について登記事項証明書をとろうと思えば600円いただく。それは登記をする場面と登記事項証明書を取る場面では考え方が違います。

○原座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○村上専門委員 登録免許税について、年間幾らぐらいの税収があるか、教えていただけますか。

○法務省（坂本課長） すみません。今、そこは資料がないです。

○村上専門委員 では、後ほど、事務局経由で教えてください。

○原座長 よろしゅうございますか。

では、時間が延びてしまって大変すみませんでした。この点、また引き続き議論させていただければと思います。

今日は大変ありがとうございました。

（法務省、農林水産省、林野庁、総務省退室）

○原座長 事務局からお願いします。

○西川参事官 次回のワーキング・グループの日程につきましては、事務局より追って御連絡を申し上げます。

○原座長 ありがとうございました。

では、これで終わります。